


第 21 期第 33 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 3 年 1 月 29 日

第21期 第33回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和3年1月29日(金) 午後2時から

2 場 所 静岡県水産・海洋技術研究所 2階 会議室(焼津市鰯ヶ島136-24)

3 議 題

(1) 諮問事項

静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(計画1の別に定める「くろまぐろ」に関する事項の変更)について

資料1

(2) 指示事項

ひき縄による水産動物の採捕について

資料2

(3) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

会 長	宮原 淳一				
委 員	鈴木 精	福世 準一	日吉 直人	山田 洋二	
	橋ヶ谷善彦	大場 守	齊藤 政和		
Web会議参加	鈴木 伸洋	眞鍋 淳子	田中 克哲	三浦 綾子	
	影山 佳之				
水産・海洋局	山根 正嗣	板橋 威			
水産資源課	飯田 益生	山田 博一			
事 務 局	花井 孝之	池谷 得維	松浦 玲子	橋詰 悠斗	

5 欠席者氏名

委 員	白柳 達夫	李 銀姫			
-----	-------	------	--	--	--

○花井事務局長

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

開催に当たりまして、1点御報告させていただきます。御存知の方もいらっしゃるかと思いますが、本日、お見えになられていない齋藤安彦委員ですが、12月の下旬にお亡くなりになりました。

本来であれば、すぐさまに皆様にお知らせすべきところでしたが、御遺族の意向がございまして、本日お知らせすることになりました。なお、齋藤委員の後任につきましては、本来であれば選任すべきところですが、4月から新たな委員に変わるまでの期間が短いため、齋藤委員の後任の選任はいたしません。報告は以上になります。

それではただいまから、第21期第33回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日の会議は、白柳委員が欠席されておりますが、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立しております。

それでは会長、よろしく申し上げます。

○宮原会長

皆様、大変お忙しい中、本委員会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

今報告がありましたが、齋藤安彦委員が御逝去されたということです。4年間、我々と共に委員として活躍していただき、主に法律関係について勉強させていただきました。齋藤委員に御冥福を祈り、皆様と黙祷をささげたいと思います。黙祷。

○宮原会長

はい。ありがとうございます。

新型コロナの流行が続いて、自粛、自粛と人の影が少なく寂しい限りです。ただただ早く終息することを祈っています。第21期の任期も本日を除けばあと3月の1回だけになります。委員の皆様におかれましても、大変忙しいかと思いますが、十分体調に気をつけていただきたいと思います。

それでは、本日の議事録署名人を齋藤委員と眞鍋委員にお願いしまして、議事に入りたいと思います。

それでは、初めに (1) 諮問事項 静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(計画1の別に定める「くろまぐろ」に関する事項の変更)について県当局から説明をお願いします。

○松浦主査

事務局の松浦です。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

資料1を御覧ください。諮問内容は静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(計画1の別に定める「くろまぐろ」に関する事項の変更)についてです。今回、小型魚及び大型魚の留保を全て開放すること、そして他県との融通が成立し、大型魚をもらえることとなりましたので、その内容について諮問いたします。

まず、Iの経緯です。くろまぐろの資源管理の経緯は、毎回読み上げておりますので今回割愛させていただきます。

次に資源管理にかかる近年の状況についてです。最近の海区でお話しておりますが、国際的な資源管理の中で、状況が変わってきています。

1つ目のポツを御覧ください。くろまぐろの数量管理については、大臣管理量及び都道府県知事管理量の漁獲枠を超えることが無いように進めてきたところです。これは大前提で県としても厳しく、採るな採るなといってきました。その一方で、近年のWCPFCにおいて、我が国の増枠要求に対し「漁獲枠の増を要求するならば消化率も高くあること」が求められるようになっていきます。

こういった状況から、2つ目のポツになりますが、水産庁による都道府県知事管理量の配分方法の考え方が少し変わってきました。当初数量の配分は従来どおり過去の基準年をもとに算出した数量である一方、追加配分や融通申請の際には前管理期間の消化率を考慮した配分が行われるようになっており、県内の漁獲量管理においても高い消化率で管理期間を終わらせることが自県枠の確保のために必要となっています。

そのような中で今回諮問するのは、Ⅱの諮問事項の1にありますように、「静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」に基づく本県の漁獲枠について、以下2点の理由から数量変更を行うことについてです。

(1) 小型魚については12月に留保の開放を行い、かつ定置網漁業者が自主放流を続けているものの、消化率が80%、とありますが2日前に85%を越えたこと

(2) 大型魚については、①漁船漁業等に対し、11月の海区でお諮りしたのと同じ理由で留保の開放を再度行い、効率的な漁獲を行う状況を整える必要があること②国が仲介する融通ルールに基づき他県からの譲渡が成立したことです。

まず現在の県全体の消化状況について御説明します。2ページの①の表を御覧ください。

表の数字は1月25日時点のものです。区分、小型魚のうち、ゴシツク体の太字部分を御覧ください。漁船漁業等の割当て量は第5回変更時後の数量として24.8トン。現時点の消化量は年間6.2トン、消化率は24.9%です。これに対し、定置漁業の割当量は年間割当て量が前回の留保解放後の数値で9.7トン。現時点の消化量は既に8.2トン、消化率は85%になっています。

また、区分、大型魚については、同じくゴシツク体で示した太字部分を御覧ください。漁船漁業等の割当て量は第5回変更時後の数量として16.4トン。現時点の消化量は年間8.1トン、消化率は49.2%です。定置漁業の割当量は年間割当て量4.7トン。現時点の消化量は0.5トン、消化率は10.1%になっています。

現時点の消化状況はこのようになっておりますが、次にそれぞれの漁業の事情について御説明します。

(1) 小型魚の留保開放に関する定置網の入網状況についてですが、定置漁業では、その漁業形態から資源管理を適切に行うための放流活動が重要です。実際に、資源管理を行うために、定置協会では自主ルールを決めて枠をオーバーしないようにやっております。今も消化率が8割を越えて

以降、定置網1網の漁獲上限を50キログラムと決め、それをびしっと守っていただいているので、今なんとか持ちこたえている状況です。

県内の定置網による管理野帳の報告も受けておりまして、第6管理期間開始時から9か月間で約2千尾のくろまぐろ小型魚を放流しています。また、前回の海区で諮問しましたが、県の留保を一部解放し、放流を継続しているものの、年明けに群れが来遊し、4日で2トンが入網したことから消化率が85%近くになっています。

こういった状況のため、前回と同じく県の留保を、今回も定置に配分したいと考え、今回の諮問前に、定置協会の日吉会長のほか、県下関係団体や漁協さんに事前に照会しております。その結果、漁船漁業等ではまだ十分な枠があることから、反対意見は出ておらず、残りの留保1トン全量を開放し、定置漁業に配分したいと思います。

次に、(2)大型魚の留保開放に関する漁船漁業等の漁獲状況について説明いたします。

大型魚は12月から採捕が始まり、現時点で8.1トンの水揚げをしています。

本県の漁船漁業等における大型魚の採捕は、くろまぐろの魚価が上昇する時期に合わせており、1月から3月にかけてが最盛期となります。一方で定置漁業では大型魚が網に入る可能性はありますが、まだ枠に余裕があることから、留保の残り0.6トンを開放し、全て漁船漁業等に配分したいと思います。こちらについては定置協会の日吉会長にも御了承いただいております。

最後に3ページの(3)譲渡による計画変更について御説明します。

こちらは、都道府県間の融通の成立による国の基本計画の変更内容となります。

大型魚については、静岡県と他の都道府県間の融通が成立したことにより、令和3年1月21日付けで国から、第6管理期間(R2.4~R3.3)の静岡県配分量について意見照会がありました。

静岡県配分量は以下の表のとおりです。30キログラム未満の小型魚はそのままですが、30キログラム以上の大型魚は30.0トンと変更前の21.7トンから8.3トンの増となりました。こちらについては、あらかじめ定置協会さんと漁船漁業で大型を採る漁業者さんに照会をしておりまして、全てを漁船漁業の方に配分することとしています。

なお、[融通の経緯とルール]については参考として記載したとおりです。

全ては読み上げませんが、3ポツ目に融通の種類を記載しています。今回の本県の計画変更は譲受という、うちからは何も出さずに余っているところからもらうだけ、というものになります。このほかに交換ですとか、自分は何ももらわずに余っているものを差し出すという譲渡というパターンもあります。

一番下の※にありますますが、本県の今回の譲受には、もらいたいだけもらうというような、言った者勝ちを防ぐため、要望できる数量が、1年前の管理期間の消化率を元に制限されています。

それでは4ページに移っていただきまして2の諮問事項となります。

静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(計画1の別に

定める「くろまぐろ」に関する事項の変更）（案）です。本文は9ページとなっておりますが、申し訳ありません、11ページでございます。

第2の知事管理量及び第3の採捕の種類別の割当量、期間別の割当量について、期間当初の数量と直近の第5回の変更後の数量、それから今回の変更後の数量（案）をお示ししています。太字で下線を引いてある部分の変更点です。

この表については、1枚めくっていただきまして5ページのいつもの横書きの表をもとに御説明します。こちらに、知事管理区分の今年度の管理開始当初から今回の変更案までの数値の変更経緯をお示ししております。

一番左が第6管理期間の当初数量です。そこから矢印に沿って順に、変更手続きを行ってきた際の数量が示されており、今回の変更案が一番右の※9となります。

区分のうち、小型魚については、小型魚の一番下にある留保枠について、残る1.0トン全てを定置に配分します。これに伴い、定置漁業の一年全体の割当量が9.7トンから10.7トンに増え、12月～3月までの期間の数量も5.8トンから6.8トンに増えることとなります。

次に、大型魚についてですが、一番下の留保枠の残る0.6トン漁船漁業等に全て配分します。このほか、今回譲受が成立し、他県から譲り受ける8.3トンは、漁船漁業等に全て配分します。これにより、大型魚全体の知事管理量が、21.7トンから30.0トンに。その下の漁船漁業等の割当量が留保開放分と譲受分を足して25.3トンになります。

以上が今回の県計画の変更（案）となります。

6ページ以降について御説明します。6ページに今回の諮問として、知事から海区会長にあてた計画変更の諮問文を、次の7ページと8ページに計画変更にかかる国の照会文と本県の回答を添付しています。それから、今回の譲受の根拠数字を添付するのを失念しておりまして、申し訳ありません、資料1の別紙として、会場の委員さんには資料1の最後にクリップ留めで一枚紙を付けております。Web参加の方には昨日、追加文をpdfにてお送りいたしました。国の照会にもなう数値根拠がこちらです。資料が見にくくなり申し訳ありませんでした。

では、元の資料にお戻りいただきまして、諮問の具体的数量については次の9ページ以降に示してございます。9、10ページが静岡県計画の新旧対照表となります。第2のクロマグロの漁獲可能量について静岡県の知事管理量に関する事項の留保の開放と大型魚の数量変更を、それから第3のクロマグロの知事管理量について、採捕の種類別、海域別または期間別の数量に関する事項については10ページに【採捕の種類別の数量】及び【期間別の数量】の変更点を示してございます。

この変更について、静岡県計画の全文を11ページ以降に添付してございます。

また、今回のご審議により承認していただいた場合には、国への計画変更の承認手続きを行い、国の承認が降りた後、県の計画を公表いたします。

公表の際は、20ページの案のとおり静岡県公報に掲載いたします。こちら

につきましては細かな字句の修正があった場合は事務局に一任させていただければと存じます。また21ページに今回の変更の根拠となります旧海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条の抜粋を添付しております。

以上、この県計画の変更について御審議願います。よろしくお願ひします。

○宮原会長

ただいま、説明がありましたので、審議に入ります。このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

○田中委員

2点ほど。今回は他県から漁獲枠を譲り受けるのですが、翌年度の配分は譲り渡した方が減るとか、譲り受けた方は増えるといったことはあるのでしょうか。

○松浦主査

翌年度の最初の配分量は変わらないです。あとで追加配分があつたりするときに考慮されることはありますが、基本数量は変わらないです。

○田中委員

2つ目で、消化率の計算には他県に譲り渡した分は反映されるのかそれとも反映されないのですか。

○松浦主査

譲り渡したことがないので、わかりませんが、おそらく反映されます。ですので、たくさん余っているから他県に譲って、自県の消化率も上がるし、国内の消化率にも貢献したということで反映されるはずですよ。

○田中委員

譲り渡した方が自県の消化率もあげられるから、余っているなら譲り渡した方がいいと考えになるということですよ。

○松浦主査

そういった考えもあると思います。

○田中委員

静岡県内の消化率を見ると、定置網漁業では小型魚の消化率が高く、漁船では定置に比べて低いですよ。県内での譲り渡しというのはないのですか。

○松浦主査

定置網漁業と漁船漁業でこれだけ差ができたのは初めてというのがありますが、大前提として定置と漁船の配分は基準年の漁獲量に合わせてあるので、譲り渡しをしたことはありません。

担当としての感覚ですが、基準年にあわせて配分しているので、別の漁業に渡すというのは、留保をどちらに開放するという以上調整が必要で、今は簡単に進められない体制にあるかなと思います。

○田中委員

小型魚の消化率は、定置網漁業が高いけど、漁船漁業が低いから静岡県全体では低くなってしまいますよね。そういうのはどうなのかなと。

○松浦主査

このまま、3月を終えると思うところがあるので、漁船漁業の方には漁協

を通じて漁獲をお願いをしております。

漁船漁業の消化率が低い事情としては、くろまぐろを多く獲ってくださる地区の沿岸でくろまぐろよりも値のいい魚、この時期に珍しい魚が獲れているので、そちらに集中してしまい、くろまぐろを獲りにいけないのですが、あと2ヶ月しかないので獲ってくださいとお願いしていきたいと思います。

○田中委員 小型魚の枠を定置に譲れば楽だけど、現状は難しいわけですね。

○松浦主査 今の体制だと難しいですね。

○鈴木精副会長 他県から譲り受けるのはいいことだけでも、譲り渡す県は自県で漁獲される以上の枠を貰っていることになる。静岡県は最初から配分枠が少ないから、漁業者が調整しながら水揚げをしている。ただ、一覧表を見るとくろまぐろの漁獲があまりないと思われる県にも配分されているとも見受けられる。そういうことはどういうことなんでしょうか。

○松浦主査 まず基準年を元に配分しているので、今はあまり獲れていない県に多く配分されていることもあると水産庁も把握しています。ですので、融通のルールが作られたのですが、北の定置で夏にたくさん獲っているのですが、冬になると海が荒れて操業できないので枠を持っていても仕方ないので放出するという事情もあります。

大型魚が獲れているから小型魚を切り詰めてでも大型魚の枠が欲しいとか、漁獲状況が昔と変わったとか、それぞれの浜で事情があります。

○鈴木精副会長 静岡県では延縄船とトローリングで漁獲するのですが、最初の配分量が少ないため、新規で操業する仲間が減ってしまう。配分量が多ければやってみようとなるのだけど。そういったことも難点だと思います。小型魚に関してですけど、定置漁業は定置協会という業界団体があるのに対して、小型魚を獲っている漁船は、漁協はあってもそういった業界団体がないので、これから漁船漁業と定置漁業が話し合いのできる組織作りも必要になるのではないのでしょうか。

○田中委員 基準年という話があったのですが、水産庁の方で基準年を見直そうという動きはないのでしょうか。もう固定なのですか。

○松浦主査 現時点ではそういった動きはありません。日本国全体の枠が変わっておらず、国の枠の基準年が変わっていないためだと。

○田中委員 でもこれじゃあ、資源管理はうまくいかないよね。

○松浦主査 なかなか難しいところだと思います。



- 日吉委員                    基準年の話で少し話がズレるのですが、サバの基準年は直近の3年と言われてきています。静岡は直近を基準年にされたら枠はほとんどない。くろまぐろほど厳しくはないとしても不安があります。基準年はどこかに決めないといけないのでしょうか、どこか有利な県ができてしまうのかと思います。
- 今日は定置に小型魚の留保をくださるということで、ありがとうございます。一方で定置は大型魚の消化率があまりよくないのですよね。もし定置の方で調整がつけば、漁船漁業の方に融通できないかなと思っているのですが、いかがでしょうか。
- 松浦主査                    今の意見を受けまして、調整がついたのであれば次回の委員会で諮らせていただきます。
- 眞鍋委員                    融通してくださる県はどんなところで、どういった理由で融通してくださるのですか。
- 松浦主査                    北の方では、冬になると海が荒れてしまって定置が操業できないので、枠が余ってしまうので融通していただきます。
- 日吉委員                    冬になると漁場を切り上げて、網を揚げてしまうので融通がされます。網が入っていれば融通は起きないでしょう。
- 眞鍋委員                    すると毎年のことでしょうか。
- 松浦主査                    冬になると網を入れませんということになるので、年度末に起きることになります。
- 眞鍋委員                    たくさんの県で枠が放出されるのではなくて特定の県ということですか。
- 松浦主査                    はい。
- 眞鍋委員                    いつかお礼をしないとけないということでもないんですよね。
- 松浦主査                    消化率が高くなれば、日本はたくさん獲っているとなつて、資源量が増えたときとされた時に国の枠が増えることに繋がるので、枠いっぱい獲ることがお礼になります。
- 宮原会長                    その他ありますか。
- 御意見が出つきましたようですので、(1) 諮問事項 静岡県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(計画1の別に定める「くろまぐろ」に関する事項の変更)については原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし

○宮原会長

はい、ありがとうございます。それでは本委員会は（1）諮問事項 静岡県  
の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（計画1の別に定める「く  
ろまぐろ」に関する事項の変更）については原案どおり了承することを決定  
します。

つづきまして、（2）指示事項 ひき縄による水産動物の採捕について、事  
務局から説明をお願いします。

○池谷主幹

ひき縄釣による水産動物の採捕について御説明いたします。

資料は、1ページから13ページまでが協議資料の内容で、14ページから17  
ページまでが根拠法令等となっています。

まず、委員会指示とした経緯について説明します。資料2の上段を御覧く  
ださい。

ひき縄釣とは、カジキ、マグロ等を対象として釣糸及び釣針を有する漁具  
を船舶によってひきまわして行う漁法であり、一般的には、トローリングと  
呼称されています。

釣糸の先には、ルアーと呼ばれる疑似餌を装着し、航行しながらこれを引  
き回し、小魚やイカなどが海の表層を逃げる姿を演出して、魚を食いつかせ  
るというものです。

本県においては、ひき縄釣漁法の操業の時期は、ほぼ周年で、かつお、ま  
ぐろといった対象魚種が回遊して来て、近海に漁場が形成されたところを見  
計らって、短期に集中して操業する形態で、多くの漁業者がひき縄釣りを操  
業しております。

漁業者がひき縄釣をしている漁場において、多数の遊漁船やプレジャーボ  
ートがひき縄釣りを無秩序に行うと、船の航行の安全が確保できず、非常に  
危険であること、また、いったん形成された漁場の魚影が薄くなってしまう  
恐れがあり、漁場に与える影響が大きいと危惧されることなどから、漁業調  
整規則で遊漁者のひき縄釣を禁止しておりました。

一方、海洋レジャーへの関心が高まる中、海洋レジャーに関係する団体か  
ら遊漁者にひき縄釣を開放してほしいとの要望が寄せられ、これを受けた県  
が、当委員会及び水産庁と協議調整を行い検討した結果、平成14年3月に漁  
業調整規則を改正し、規則上は遊漁者のひき縄釣の規制を解除した上で、改  
めて、海区漁業調整委員会の指示により制限することとしました。

以後、海区指示を継続しております。

指示の概要は、遊漁者のひき縄釣は原則として禁止するが、地域振興に寄  
与し、漁協等の地元の了解が得られた5日以内の大会であって、本委員会が  
承認した場合に限り大会の参加者に認めるというものです。

資料の2ページを御覧ください。平成29年度から令和2年度までの、委員  
会が承認したトローリング大会の実施状況を示してあります。

令和元年度は、日本でのカジキ釣り大会のうちで最も大きな大会であるジ  
ャパンゲームフィッシュ協会が主催する「下田国際カジキ釣り大会」をはじ

めとして、下田沖、遠州灘沖で6件の大会を承認し、開催されました。

残念ながら令和2年度は、コロナウイルス感染拡大防止のため、全ての大会が中止となりました。

1ページにお戻りください。本県以外に遊漁者によるひき縄釣りを認めているのは、Iの5に記載してありますとおり、東京都、和歌山県、長崎県、沖縄県の1都3県ですが、東京都、和歌山県、長崎県は、本県と同様に、海区漁業調整委員会の承認を受けた場合に認め、沖縄県は、全面開放しております。

次に、下段の「II 指示事項 今後の取扱いについて」を御覧ください。

今回の指示内容は、これまでと同様とし、有効期間を令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間として指示したいと考えております。

また、資料15頁以降に添付している「県の行政手続きの見直し方針」に基づき、申請者の押印を不要とするはんこレスに対応し、事務取扱要領の様式を変更したいと思います。

変更後の様式については、6ページ以降の指示案を参照してください。

各様式の申請者住所、氏名欄から、押印を削除しております。

御了承いただけましたら、3ページ以降の指示内容を公示する予定です。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

- 宮原会長                   ただいま、県当局から説明がありましたので、審議に入ります。このことについて御意見、御質問がありましたら願います。
- 眞鍋委員                   トローリングが漁場に与える影響が大きいというのはどういったことでしょうか。
- 鈴木精副会長             漁場形成されると漁船は決まったルールではないですが、魚の群れへの入り方や魚がかかったときの逃げ方といった暗黙のルールがあります。そこに遊漁者やプレジャーが入ってきたとき、無秩序にトローリングを行うと事故等の危険を伴うというのが大きな理由だと思います。
- 眞鍋委員                   漁業者は漁業者としてトローリングをしている
- 鈴木精副会長             はい、もし指示がなければ遊漁者も漁業者もトローリングすることができると思います。
- 眞鍋委員                   漁業者はルールがわかっているから大丈夫だけど。
- 鈴木精副会長             はい、問題ないと思います。
- 眞鍋委員                   わかりました。

○宮原会長 御意見が出尽くしたようですので、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし

○宮原会長 はい、ありがとうございます。それでは本委員会は指示事項 ひき縄による水産動物の採捕については原案どおり了承することを決定します。  
それではその他 次回開催日程について、事務局から報告をお願いします。

○橋詰技師 次回開催は3月5日(金)、場所は静岡県庁にて、時間は午後2時を予定しております。

主な議題としましては、諮問事項 静岡県資源管理指針の改正について、指示事項 伊東市及び熱海市におけるいか類採捕の禁止について等を予定しております。よろしくお願いいたします。

○宮原会長 次回は3月5日開催ですので、よろしくお願いいたします。

以上をもって本日予定していた議事は全て終了しました。皆様、お疲れさまでした。それでは、事務局に進行をお返しします。

○花井事務局長 はい、宮原会長、長時間に亘る議事進行ありがとうございました。  
以上で第33回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。

(終了14:45)

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和3年1月29日

議長 宮原淳一

議事録署名人 斎藤政和

議事録署名人 真鍋淳子